

## 令和8年1月15日（木）に美里ヶ丘で発生した水道管破損の影響による 濁水で放水された方の水道料金等の減免について

---

この度は美里ヶ丘で発生した50mm水道管の破損により濁水が発生し、美里ヶ丘、上名ヶ丘、三重五丁目及び七丁目の皆様にご迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。

上下水道局では、濁水が発生したエリア内にお住まいの方で、濁水が解消するまでに水道水を放水した使用量にかかる水道料金等の一部について以下のとおり減免します。

### ・減免の対象者について

---

今回の濁水が解消するまでに放水した水道契約者。

※直接上下水道局と水道の契約を締結している使用者様がご負担された水道料金等が減免対象となりますので、管理会社や所有者、管理組合等へ水道料金等をお支払いいただいている方は、減免対象外となります。

### ・減免金額について

---

減免の対象となる水量は、濁水が解消するまでに放水した水道の使用量にかかる水道料金および下水道使用料です。

減免となる水量は、お客様が申告する放水時間をもとに水道局で概算して決定します。放水量の概算方法は、お客様の使用する水道メータ一口径に応じて異なります。

#### ＜減免金額の目安＞

口径20mm（一般住宅の口径）の水栓で、濁水が解消するまでに合計で約1時間放水。放水した水量を含む2月検針時に発行された「ご使用水量のお知らせ」に記載の使用水量が30m<sup>3</sup>だった場合。

口径20mmの水栓は、1時間放水した場合1.6m<sup>3</sup>使用したとみなし、

減免水量 = 1.6m<sup>3</sup> × 1時間 = 1.6m<sup>3</sup> ÷ 2m<sup>3</sup>（料金計算は小数点以下切り上げ）

#### 2か月あたりの水道料金・下水道使用料

【減免前】 使用水量 30m<sup>3</sup> 水道料金 4,564円 下水道使用料 5,170円 合計 9,734円

【減免後】 使用水量 28m<sup>3</sup> 水道料金 4,294円 下水道使用料 4,796円 合計 9,090円

水道料金は270円、下水道使用料は374円、合計で644円の減免

※申告いただいた放水時間について、使用状況等の確認を上下水道局が行う場合があります。

## ・申請方法

---

申請は以下のいずれかの方法でお願いします。

### 1. オンライン申請

Logo フォームから申請ができます。

Logo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/7p72/1406097>



### 2. 書面での申請

以下の書類を提出先へ提出してください。

#### 水道料金等減免申請書

上下水道局ホームページからダウンロードしていただくか、下記までご連絡ください。

窓口・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお願いします。

神前、三重地区市民センター窓口でも申請できます。

●水道料金等減免申請書の様式は3ページ目です。

## 提出先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目 3 番 18 号

四日市市上下水道局お客様センター 料金係

TEL:059-354-8355 FAX:059-354-8375

Mail:okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

## ・申請可能期間

---

令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

## ・申請後の流れ

---

①上下水道局にて内容確認を行った後に、減免額を記載した通知書を送付します。

②減免対象となる検針分の水道料金・下水道使用料が未払いの場合は、減額後の金額で御請求させていただきます。

③支払い済の場合は、減免額をお客様へ還付いたします。

### 《注意》

※申請書の提出されるタイミングによっては、減額後のお支払いではなく、一旦お支払いいただいた後に還付となる場合があります。

※クレジットカード支払いを利用されている方は、カード決済会社とのやり取りの都合上、減免後の金額でお支払いいただく今回に限り、納付書で支払っていただくことになります。

※申請書の記入内容に不明な点がある場合は、上下水道局から連絡させていただくことがあります。

※今回の濁水発生範囲以外の方については、減免対象外です。

第1号様式  
(第3条関係)

## 水道料金等濁水減免申請書

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

申請者住所  
所在地

(水道契約者)

氏名/名称

(法人が申請者の場合は、代表者印を押印)

電話番号

水道料金等について減免を受けたいので、四日市市上下水道局水道料金等減免取扱要綱により、下記のとおり申請します。

申請事由	1月15日に美里ヶ丘地内の水道管破損により濁水が発生し、濁水解消のために、水道水を放水した。
給水装置場所 (必須)	<input type="checkbox"/> 住所/所在地と同じ場所 <input type="checkbox"/> 住所/所在地と別の場所【四日市市】
お客様番号 (省略可)	※検針時に投函している「ご使用水量のお知らせ」に記載の7桁-3桁の番号です。 ※番号が分からぬ場合は、空欄で結構です。
水道水を放水 した建物等 (必須)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他( )
放水時間 (必須)	_____ 時間程度 ※濁水解消のために自宅や店舗などの建物で放水した水道使用量相当分の水道料金および下水道使用料が減免されます。

※申請により還付金が発生した場合は、後ほど上下水道局からご連絡します。